

職 職 — 3 7 8

令和 3 年 1 月 1 日

各府省事務次官 殿

各外局の長 殿

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則 15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用

について」の一部改正について（通知）

「人事院規則 15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用について（平成 6 年 7 月 27 日職職—329）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 4 年 1 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
第 4 条関係 1 年次休暇以外の休暇の取扱い については、それぞれ次に定め	第 4 条関係 1 年次休暇以外の休暇の取扱い については、それぞれ次に定め

るところによる。

(1) この条の第1項及び第2項の「人事院の定める非常勤職員」は、次に掲げる休暇の区分に応じ、それぞれ次に定める職員とする。この場合において、アからウまでの「継続勤務」については、第3条関係第2項の規定の例によるものとする。

るところによる。

(1) 第1項及び第2項の「人事院の定める非常勤職員」は、第1項第8号及び第2項第11号の休暇にあっては6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員（週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）とし、同項第4号及び第5号の休暇にあっては1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものとし、同項第6号の休暇にあっては同号に規定する申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121

日以上であるものであって、
任命権者（国家公務員法第5
5条第1項に規定する任命権
者及び法律で別に定められた
任命権者並びにその委任を受
けた者をいう。）を同じくす
る官職（以下この(1)において
「特定官職」という。）に引
き続き在職した期間が1年以
上であり、かつ、当該申出に
おいて、(12)の規定により指定
期間の指定を希望する期間の
初日から起算して93日を経
過する日から6月を経過する
日までに、その任期（任期が
更新される場合にあっては、
更新後のもの）が満了するこ
と及び特定官職に引き続き採
用されないことが明らかでな
いものとし、第2項第7号の
休暇にあっては初めて同号の
休暇の承認を請求する時点に
おいて、1週間の勤務日が3
日以上とされている職員又は
週以外の期間によって勤務日
が定められている職員で1年

間の勤務日が 121 日以上であるものであり、かつ、1 日につき定められた勤務時間が 6 時間 15 分以上である勤務日があるものであって、特定官職に引き続き在職した期間が 1 年以上であるものとする。この場合において、「継続勤務」については第 3 条関係第 2 項の規定の例によるものとする。

(新設)

ア この条の第 1 項第 8 号及び第 2 項第 9 号の休暇 6 月以上の任期が定められている職員又は 6 月以上継続勤務している職員（週以外の期間によって勤務日が定められている職員で 1 年間の勤務日が 47 日以下であるものを除く。）

イ この条の第 1 項第 9 号、第 12 号及び第 13 号の休暇 1 週間の勤務日が 3 日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で

(新設)

1年間の勤務日が121日
以上であるものであって、
6月以上の任期が定められ
ているもの又は6月以上継
続勤務しているもの

ウ この条の第2項第2号及
び第3号の休暇 1週間の
勤務日が3日以上とされて
いる職員又は週以外の期間
によって勤務日が定められ
ている職員で1年間の勤務
日が121日以上であるも
のであって、6月以上継続
勤務しているもの

エ この条の第2項第4号の
休暇 同号に規定する申出
の時点において、1週間の
勤務日が3日以上とされて
いる職員又は週以外の期間
によって勤務日が定められ
ている職員で1年間の勤務
日が121日以上であるも
のであって、任命権者（国
家公務員法第55条第1項
に規定する任命権者及び法
律で別に定められた任命権

(新設)

(新設)

者並びにその委任を受けた
者をいう。) を同じくする
官職 (以下この(1)において
「特定官職」という。) に
引き続き在職した期間が 1
年以上であり、かつ、当該
申出において、(15)の規定に
より指定期間の指定を希望
する期間の初日から起算し
て 9 月を経過する日から
6 月を経過する日までに、
その任期 (任期が更新され
る場合にあっては、更新後
のもの) が満了すること及
び特定官職に引き続き採用
されないことが明らかでな
いもの

才 この条の第 2 項第 5 号の
休暇 初めて同号の休暇の
承認を請求する時点におい
て、1 週間の勤務日が 3 日
以上とされている職員又は
週以外の期間によって勤務
日が定められている職員で
1 年間の勤務日が 121 日
以上であるものであり、か

(新設)

つ、1日につき定められた
勤務時間が6時間15分以
上である勤務日があるもの
であって、特定官職に引き
続き在職した期間が1年以
上であるもの

(2) (1)エ及びオの「引き続き在職」するものであるかどうか又は(1)エの「引き続き採用」されるものであるかどうかの判断は、それぞれその雇用形態が社会通念上中断されないと認められるかどうかにより行うものとし、(1)エの「引き続き採用されないことが明らかでない」かどうかの判断は、この条の第2項第4号に規定する申出の時点において判明している事情に基づき行うものとする。

(3) この条の第1項第1号の「選挙権その他公民としての権利」とは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙権のほか、最高裁判所の裁判官の国民審査及び

(2) (1)の「引き続き在職」するものであるかどうか又は「引き続き採用」されるものであるかどうかの判断は、それぞれその雇用形態が社会通念上中断されていないと認められるかどうかにより行うものとし、「引き続き採用されないことが明らかでない」かどうかの判断は、第2項第6号に規定する申出の時点において判明している事情に基づき行うものとする。

(3) 第1項第1号の「選挙権その他公民としての権利」とは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙権のほか、最高裁判所の裁判官の国民審査及び普通地方

普通地方公共団体の議会の議員又は長の解職の投票に係る権利等をいう。

(4) この条の第1項第3号の「これらに準ずる場合」とは、例えば、地震、水害、火災その他の災害により単身赴任手当に相当する給与の支給に係る配偶者等の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該単身赴任手当に相当する給与の支給を受けている非常勤職員がその復旧作業等を行うときはいい、同号の休暇の期間は、原則として連続する7曆日として取り扱うものとする。

(5) この条の第1項第6号の「人事院の定める親族」は、人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）別表第2の親族欄に掲げる親族とし、同号の「人事院の定める期間」は、同規則第22条第1項第13号に規定する休暇の例によるものとする。

公共団体の議会の議員又は長の解職の投票に係る権利等をいう。

(4) 第1項第3号の「これらに準ずる場合」とは、例えば、地震、水害、火災その他の災害により単身赴任手当に相当する給与の支給に係る配偶者等の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該単身赴任手当に相当する給与の支給を受けている非常勤職員がその復旧作業等を行うときはいい、同号の休暇の期間は、原則として連続する7曆日として取り扱うものとする。

(5) 第1項第6号の「人事院の定める親族」は、人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）別表第2の親族欄に掲げる親族とし、「人事院の定める期間」は、同規則第22条第1項第13号に規定する休暇の例によるものとする。

(6) この条の第1項第7号の「人事院が定める期間」は、結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までとし、同号の「連続する5日」とは、連続する5暦日をいう。

(7) この条の第1項第8号の「人事院の定める日」は、勤務時間が割り振られていない日とし、同号の「原則として連続する3日」の取扱いについては、暦日によるものとし、特に必要があると認められる場合には1暦日ごとに分割することができるものとする。

(8) この条の第1項第9号の「不妊治療」とは、不妊の原因等を調べるための検査、不妊の原因となる疾病的治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等をいい、同号の「通院等」とは、医療機関への通院、医療機関が実施する説明会への出席（これらにおいて必要と認められる移

(6) 第1項第7号の「人事院が定める期間」は、結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までとし、同号の「連続する5日」とは、連続する5暦日をいう。

(7) 第1項第8号の「人事院の定める日」は、勤務時間が割り振られていない日とし、同号の「原則として連続する3日」の取扱いについては、暦日によるものとし、特に必要があると認められる場合には1暦日ごとに分割することができるものとする。

(新設)

動を含む。) 等をいい、同号の「人事院が定める不妊治療」は、体外受精及び顕微授精とし、同号の「人事院の定める時間」は、勤務日 1 日当たりの勤務時間に 5 (同号に規定する人事院が定める不妊治療を受ける場合にあっては、10) を乗じて得た数の時間とし、同号の休暇の単位は、1 日又は 1 時間 (勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1 時間。ただし、当該非常勤職員の 1 回の勤務に割り振られた勤務時間であって 1 時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数) とする。
ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に 1 時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

(9) この条の第 1 項第 10 号の

(新設)

「6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）」は、分べん予定日から起算するものとする。

(10) この条の第1項第11号から第13号までの「出産」とは、妊娠満12週以後の分べんをいう。

(11) この条の第1項第12号の「妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合」とは、非常勤職員の妻の出産に係る入院若しくは退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第6条第4項第1号において子に含まれるものとされる者を含む。（12）及び（13）において同じ。）の出生の届出等のために勤務しない場合をいい、

(新設)

(新設)

この条の第1項第12号の「人事院が定める期間」は、非常勤職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までとし、同号の「人事院の定める時間」は、勤務日1日当たりの勤務時間に2を乗じて得た数の時間とし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1時間。ただし、当該非常勤職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数）とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとするとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

(12) この条の第1項第13号の「当該出産に係る子（勤務時

(新設)

間法第6条第4項第1号において子に含まれるものとされる者を含む。次項第3号イ及びハを除き、以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）
を養育する」とは、非常勤職員の妻の出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）と同じしてこれらを監護することをいい、同号の「人事院の定める時間」は、勤務日1日当たりの勤務時間に5を乗じて得た数の時間とし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1時間。ただし、当該非常勤職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数）とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用し

ようとする場合において、当該残日数に 1 時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができ
る。

(削る)

(8) 第 2 項第 1 号の「6 週間 (多胎妊娠の場合にあっては、14 週間)」は、分べん予定日から起算するものとする。

(9) 第 2 項第 2 号の「出産」とは、妊娠満 12 週以後の分べんをいう。

(13) この条の第 2 項第 2 号の「小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する」とは、小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）と同居してこれを監護することをいい、同号の「人事院の定めるその子の世話」は、その子に予防接種又は健康診断を受けさせることとし、同号の「人事院の定める時間」は、勤務日

(10) 第 2 項第 4 号の「小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する」とは、「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成 6 年 7 月 27 日職職—328）」第 14 の第 1 項(11)の規定の例によるものとし、同号の「人事院の定めるその子の世話」は、その子（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成 6 年法律第 33 号）第 6 条第 4 項第

1日当たりの勤務時間に5（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間とし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1時間。ただし、当該非常勤職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数）とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

1号において子に含まれるものとされる者を含む。以下の(10)において同じ。)に予防接種又は健康診断を受けさせることとし、「人事院の定める時間」は、勤務日1日当たりの勤務時間に5（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間とし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1時間。ただし、当該非常勤職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数）とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができ

る。

(14) この条の第2項第3号の「同居」には、非常勤職員が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合等を含むものとし、同号の「人事院の定める世話」は、次に掲げる世話とし、同号の「人事院の定める時間」は、勤務日1日当たりの勤務時間に5（要介護者が2人以上の場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間とし、同号の「人事院の定めるもの」は、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子とし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1時間。ただし、当該非常勤職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数）とする。ただ

(11) 第2項第5号の「同居」には、非常勤職員が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合等を含むものとし、同号の「人事院の定める世話」は、次に掲げる世話とし、「人事院の定める時間」は、勤務日1日当たりの勤務時間に5（要介護者が2人以上の場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間とし、「人事院の定めるもの」は、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子とし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、1時間。ただし、当該非常勤職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数）とする。ただし、同号の休暇の残

し、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

ア・イ (略)

(15) この条の第2項第4号の申出及び指定期間の指定の手続については、人事院規則15—14第23条第2項から第6項までの規定の例によるものとし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間とし、1時間を単位とする当該休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該休暇と要介護者を異にするこの条の第2項第5号の休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

(16) この条の第2項第5号の休

日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

ア・イ (略)

(12) 第2項第6号の申出及び指定期間の指定の手続については、人事院規則15—14第23条第2項から第6項までの規定の例によるものとし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間とし、1時間を単位とする当該休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該休暇と要介護者を異にする第2項第7号の休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

(13) 第2項第7号の休暇の単位

暇の単位は、30分とし、当該休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連續し、又は終業の時刻まで連續した2時間（同号に規定する減じた時間が2時間を下回る場合にあっては、当該減じた時間）の範囲内（育児休業法第26条第1項の規定による育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該連續した2時間から当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内）とする。

(17) この条の第2項第8号及び第9号の「疾病」には、予防接種による著しい発熱等が、これらの号の「療養する」場合には、負傷又は疾病が治った後に社会復帰のためリハビリテーションを受ける場合等が含まれるものとする。

(18) この条の第2項第9号の「人事院の定める期間」は、第3条関係第1項(1)に掲げる職

は、30分とし、当該休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連續し、又は終業の時刻まで連續した2時間（同号に規定する減じた時間が2時間を下回る場合にあっては、当該減じた時間）の範囲内（育児休業法第26条第1項の規定による育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該連續した2時間から当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内）とする。

(14) 第2項第10号及び第11号の「疾病」には、予防接種による著しい発熱等が、「療養する」場合には、負傷又は疾病が治った後に社会復帰のためリハビリテーションを受ける場合等が含まれるものとする。

(15) 第2項第11号の「人事院の定める期間」は、第3条関係第1項(1)に掲げる職員にあ

員にあっては 10 日の範囲内の期間とし、同項(3)に掲げる職員のうち、1 週間の勤務日が 4 日以下とされている職員にあっては次の表の上欄に掲げる 1 週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている職員にあっては同表の中欄に掲げる 1 年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日数の範囲内の期間とする。

(表略)

2 (略)

3 勤務日ごとの勤務時間の時間が同一である非常勤職員の 1 時間を単位として与えられたこの条の第 1 項第 9 号、第 12 号若しくは第 13 号若しくは第 2 項第 2 号若しくは第 3 号の休暇又は 1 日以外の単位で与えられた同項第 9 号の休暇を日に換算する場合には、これらの休暇を与えられた職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間をもって 1 日とする。

っては 10 日の範囲内の期間とし、同項(3)に掲げる職員のうち、1 週間の勤務日が 4 日以下とされている職員にあっては次の表の上欄に掲げる 1 週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている職員にあっては同表の中欄に掲げる 1 年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日数の範囲内の期間とする。

(表略)

2 (略)

3 勤務日ごとの勤務時間の時間が同一である非常勤職員の 1 時間を単位として与えられたこの条の第 2 項第 4 号若しくは第 5 号の休暇又は 1 日以外の単位で与えられた同項第 11 号の休暇を日に換算する場合には、これらの休暇を与えられた職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間をもって 1 日とする。

する。

4 年次休暇以外の休暇（この条
の第1項第10号及び第11号
の休暇を除く。）の承認につい
ては、常勤職員の例に準じて取
り扱うものとする。

4 年次休暇以外の休暇（この条
の第2項第1号及び第2号の休
暇を除く。）の承認については
、常勤職員の例に準じて取り扱
うものとする。

以 上